

不法無線局とは

不法無線局は、船舶無線や消防・救急無線、鉄道無線、携帯電話等の重要な通信への妨害、合法無線局の通信への妨害、テレビ・ラジオの受信、電子機器等への障害など、社会的に大きな影響を与える可能性があります。

1 船舶無線機器を使用する不法無線局

商船、漁船、レジャー船等の船舶が無線設備を搭載する場合は、無線局の免許（船舶局）が必要であり、免許を得ることで所属する海岸局や僚船等船舶局相互で通信が行えます。

特に船舶の遭難、緊急通信等では、秩序正しい通信を行うことが求められますが、不法船舶用無線の通信が妨害を与えるおそれがあります。

2 アマチュア無線機器を使用する不法無線局

不法アマチュア無線は主に145MHz帯、430MHz帯の周波数を使用する不法無線局です。

正規のアマチュア無線に混信妨害を与えるほか、アマチュア無線として使用できる周波数を逸脱して運用し、消防・救急無線、鉄道無線、警察無線などに妨害を与える場合があります。

3 不法市民ラジオ（不法CB無線）

不法市民ラジオは27MHz帯の周波数を使用する不法無線局です。

漁業無線などに混信妨害を与えるほか、空中線電力増幅器（ブースター）を使用した場合は、テレビ・ラジオの受信、電力系ブレーカー、電話機、コンピューターなどにも障害を与える場合があります。

4 パーソナル無線機器を使用する不法無線局

不法パーソナル無線は900MHz帯の周波数を使用する不法無線局です。

設備を電子的に改造したものが多く、携帯電話、防災行政無線、MCA無線などにも妨害を与える場合があります。

※ 今回摘発した事案は「1」に該当。

電波法（抜粋）

（無線局の開設）

第4条

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。

（ただし書き以下略）

（罰則）

第110条

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

一 第4条の規定による免許（中略）がないのに、無線局を開設したとき。

（二号以下略）